

## 消費税の簡易課税の事業区分

**Q** : 私は、食料品の小売店を営んでいます。この度の消費税の改正で課税事業者となり簡易課税を選択する予定ですが、一般販売の他に近所のレストランにも納入しています。この場合の、簡易課税の事業区分はどのようになりますか？

**A** : 一般販売分は第二種事業（小売業）、レストランに納入する部分は第一種事業（卸売業）となります。

### 【解説】

消費税の簡易課税制度とは、売上げにかかる消費税額に、事業の区分に応じたみなし仕入率を乗じた金額を、仕入に係る消費税額とみなす制度で、小売業・卸売業のみなし仕入率は、それぞれ次のように定められています。

小売業（第二種事業）みなし仕入率80%  
 他から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで販売する事業で第一種事業以外  
 卸売業（第一種事業）みなし仕入率90%  
 他から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業

このように、小売店における販売であっても、事業者の販売したものは、簡易課税の区分上、卸売業となります。

したがってご質問の場合は、一般販売分は第二種事業として、レストランに納入した分については、第一種事業（卸売業）として区分されることとなります。

なお、この場合には販売相手が事業者であることを明らかにするため、相手先の名称等の記録が必要ですので、ご注意下さい。

